慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法五三〇〕 請負人である株式会社のいわゆる「事実上の取締役」について会社法四二九条一項の類推適用による第三者である注文者に対する損害賠償責任が認められた事例
	(名古屋地裁平成二二年五月一四日判決)
Sub Title	
Author	隅谷, 史人(Sumitani, Fumito)
	商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2013
Jtitle	法學研究:法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.86, No.1 (2013. 1) ,p.39- 50
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20130128-0039

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

な金員の取得、

(代表)取締役であったと認められ、被告による個人的

流用がなければ訴外会社の経営が破綻する

判 例 研

請負人である株式会社のいわゆる「事実上の取締役.

(商法 五三〇〕 について会社法四二九条一項の類推適用による第三者

である注文者に対する損害賠償責任が認められた事例 平一九切六三五七号、損害賠償請求事件、一部認容、一部棄却(確定) '名古屋地裁平成二二年五月一四日判決

と認められるから、事実上の ことはなく、原告らの損害を賠償することも容易であった (代表) 取締役である被告の

求を一部認容した事例。

[参照条文]

らの同社に対する損害賠償請求等の行使を妨げたなどとし 事実上倒産させたことにより、本件建物の瑕疵による原告 財産を着服する等の忠実義務違反、任務懈怠により同社を 原告らが、訴外会社の事実上の取締役である被告が同社 訴外株式会社との間で建物建築工事請負契約を締結した

の

任務懈怠により原告らが損害を被ったといえるとして、請

会社法四二九条一

項

を認めた上で、認定事実によれば被告は訴外会社の事実上 求めた事案において、本件建物の瑕疵および原告らの損害 て、会社法四二九条一項の類推適用にもとづく損害賠償を 株式数二〇〇株、資本金一〇〇〇万円の株式会社であり、 訴外A社は平成一二年一一月一七日に設立された発行済

В Υ (被告)は発起人の一人であった。設立当初の取締役は (Yの息子)、CおよびDの三人であり、 Bが代表取締

A社の発行済株式は、

設立当時、

五〇株をYが、

-00

に就任した。 が代表取締役を辞任し 役であったが、 平成一三年五月一九日にDが取締役を、 (取締役は継続)、 Eが代表取締役 В

株をB された合計一〇〇〇万円については、 が、 五○株をCが有しており、 Yの指示により、 A社設立の際に出 平 沓

成一二年一二月一一日に九八〇万円、

同月二六日に二〇万

その全額がA社の預金口座から引き出された。

という)を設立した(A、G、 国 に取締役としてBおよびCがいる発行済株式総数二○○株、 から研究費が出るようになってから、 (以下、「G社」という) |本件三社| という)。 .のミレニアムプロジェクトの認定を受けてF研究所に国 ところで、Yは、 F研究所の所長であり、 G 社 は、 およびH有限会社 Yが代表取締役であり、 H社をあわせて、 A社とG株式会社 (以下、「日社 自身の研 以下、 究 他 が

目

Y は職場では絶対的な存在であり、 取締役であるBもC

ることを知らされた。Xらは、

A社との間で建物建築工事

パーテーションで仕切られた所長室にいた。

本件三社は同じビルの一室で仕事をしており、

Y は

Е

○○万円の会社であり、

平成一二年一一月六日に設立され

に設立された。

日社は、

Cが唯

一の取締役である資本金三

資本金一〇〇〇万円の会社であり、平成一二年一二月四

日

平

!の払戻しをさせ、これをBから受け取っている。

認識しており、 社長」と自称し、 同 一人の部下のような関係にあった。 Eのことは 従業員も、 「社長」とは呼ばず、 実質的な経営者はYであると |Eさん 一雇われ

\$

うこともあった。 社の従業員やアルバイトの採用面接、 その採用の決定を行

と呼んでいた(Yは「所長」と呼ばれていた)。

Y は、

に渡していた。Yは、 を引き出してくるよう指示し、 はG社の従業員であったIに、 A社の分についてはBに、G社の分についてはA社ないし 本件三社に送金していた。そして、送金がされると、 で、 F 研究所は、 A社の預金口座から少なくとも一九○六万四○八七 本件三社に研究を外注しており、 顧問料や特許使用料にするという名 三人は、 H社の分についてはCに金 引き出した金をY 外注費を Y は

工事をA社が引き受けること、 築士の資格をもつEをA社の代表取締役に雇った。 の建築を依頼する話があり、 という) がYの基本構想を図面にしてXらの自宅を訪れた際に、 成一三年五月頃、 が、 Yに自宅建物 Xi および X₂ 同年五月一九日、 (以下、「本件建物」という) 同社の代表取締役がEであ (原告。以下、「Xら」 Y は 一 Xらは

また、

E

件請負契約の代金額や追加工事、変更工事の代金はXらと 請負契約 (以 下、 「本件請負契約」という)を締結 Ϊ 本

Eとの間で決められた。 て、平成一三年五月から平成一四年四月までの間に合計七 Xらは、本件請負契約の対価とし

三七七万三〇〇〇円(振込手数料込)をA社に支払った。

られる範囲の床面積にとどめたい旨の合意していたところ 床面積の決定についても、 ②外壁にクラックが生じ、 A社代表取締役Eが誤った認識をもとに工事を行ったため しているという瑕疵が生じていたこと、また、本件建物の 配がついておらず、これを主たる原因として雨漏りが生じ、 しかし、本件建物には、 不動産取得税の軽減措置が受け ③二階バルコニー内外壁が剝離 ①屋根の軒先部分にほとんど勾

軽減措置が受けられなくなったこと等により損害を被った。

者はもともとYがXらとの間で決めた話であり、そのため

Eは本件に関する和解金をXらに支払っている。

れに対する遅延損害金の支払いを求めた。 たとして、 せたために損害賠償の支払いを受けることができなくなっ Xらは、 Eからの和解金を控除した損害賠償額の残額およびこ Yに対して会社法四二九条 一項の類推適用によ Yが事実上の取締役としてA社を事実上倒産さ

判

旨

請求一部認容、 部 棄却

裁判所は、 Xらに前記の 損害があることを認定し、

Y

0)

引き出されていること、F研究所からA社に振り込まれた 責任について以下のように判示している 判決は、 YがA社の事実上の取締役であることについ 第一に、A社の設立資金がYの指示により全額

請負契約であったところ、前者は上記のとおりであり、 社の財産を管理していたということができる」とし、 営に関与していないどころか、実質的な経営者として、 資金がYのもとに渡っていることから、 A社の主たる業務が、F研究所からの委託研究と本件 ¬Yは、 A 社 0 同 経

に、

実際上も とから、 一 Yは、 やアルバイトの採用面接を行い、その採用を決めているこ ものと認めるのが相当」とし、第三に、YがA社の従業員 A社の主たる業務自体も実質的にYの意思で運営していた にA社の代表取締役を変えていることからすれば、「Yは、 「すべての役員、 A社の経営の実務も実際に行って」おり、 従業員がYの部下のような状況

「以上の諸事実からすれば、 従業員らもYを実質的な経営者とみていた」とし Y は、 A社の事実上

 $\vec{-}$ (代表) Yの任務懈怠および損害との因果関係について 取締役であったと認められる」と判示した。

とができるというべきである。 はなく、 なわち、「これらの金員は、 払い戻されていることを挙げ、 決は、 Yが取得ないし流用したものであると推認するこ F研究所からA社に振り込まれた金員の多くが A社のために支出されたので ……そして、Yが個人的に 以下のように判示する。す

害をA社に与えたということになる。したがって、これ 取得したのか、Fグループ内の他の企業の経費に流用した 務懈怠に該当する A社の事実上の (代表) のかにかかわらず、Yが取得ないし流用した額と同額の損 取締役であるYのA社に対する任 は

た事案である

事実上 らの損害を賠償することは容易であったと認められるから、 用がなければ、 損害を被ったということができる そして、これらのYによる個人的な金員の取得ないし流 0 (代表) A社の経営が破綻することはなく、 取締役であるYの任務懈怠によりXらが : X

により、 したがって、……Yは、 Xらの上記損害を賠償すべき義務がある。」 会社法四 二九 条一 項 の類推 適用

0

研 究

結論賛成、 理論構成反対

害をXらに被らせたとして、XらがYに損害の賠償を求め 疵修補請求、 によりA社を事実上倒産させ、 実上の取締役であるYがA社の財産を着服するなどの行為 とづいてA社が建築した建物に瑕疵があったが、 本件は、 損害賠償請求の行使ができなくなるという損 XらとA社との間で締結された請負契約にも これによりA社に対する瑕 A 社 の 事

頁)。 取締役 主宰者ないし影の取締役 賠償を肯定している。ただし、本件では、Yは 実質的な経営者とみていたことから、 思で運営し、 指摘もある |の事実からYの事実上の取締役としての任務懈怠を認定 本判決は、 (代表) 会社法四二九条一項の類推適用によってXらへの (de facto director)」ではなく、むしろ「事実上の 取締役」であるとして、A社からYへの資金移 実際に経営実務を行い、 Yが実質的な経営者で、 (中村信男「本件判批」金商一三七九号五 (shadow director)」であったと YがA社の「事実上 かつ従業員らもYを 主たる業務もY 「事実上の 0) 意

Ļ

動 0)

事実上の取締役とは、 広義では、 取締役の選任手続 0 瑕

取締役としての活動を継続している者をいう(石山卓磨 しての地位を保有しえない者が、事実上その地位にあって

疵や、

何らかの資格喪失原因によって、

法律上、

取締役と

辞任等によって取締役としての地位を喪失したが退任登記 続を受けていないにもかかわらず登記がなされている場合! 事実上の取締役理論の展開」私法四二号一八五頁)。 その意義づけはかならずしも一定しておらず、選任手 しか

節])。 釈会社法・六』(有斐閣・一九八七)三三六頁以下[龍田 場合等のバリエーションがある(上柳克郎ほか編 『新版注

がなされていない場合、

選任手続も登記もなされていない

適用を肯定するものと否定するものとに分かれてい

本条の類推適用を肯定するものとして、

東京地判平

成

類

の取締役であるとし、 よって認めた点に特色があるといえよう。 被った者に対する責任を会社法四二九条一 本判決は、 選任手続も登記もなされていない者を事実上 その任務懈怠を観念し、 項の類推適用に 間接損害を

なお、事実上の取締役の議論は、

従来、

会社法四二九条

営者

ŋ

説 あるが、 の規定を中心になされてきた。それゆえ、本稿で挙げる学 項の前身たる平成一七年改正前商法二六六条ノ三第一項 法四二九条一 判 1例も旧 本件に関しては基本的に旧法の解釈を受け継いで 法の規定を前提としたものが多い。 項は、 旧規定といくつかの文言の相違は しかし、

決

して「オーナー」を自称し、従業員も社長と呼び、

また、 いるものと考えられるため、 新法では「役員等」とされている部分も、 別異に取り扱うことはしない 単に「取

締役」と表記する。

二会社の正式な取締役ではなく登記もなされていない者 されていない。本判決以前の下級審判例では、 責任が問題となった事例につき、最高裁の判断はいまだ示 が事実上の取締役であるとして、この者の第三者に対する 本条の

二·九·三金商八八〇号二四頁 (①判決) 自己の資金から支出し、代表取締役および取締役には自己 取締役ではないが、会社設立費用および株式払込金を全額 は、 登記簿上の

というような事情があるときは、その者は会社の実質的経 すべて掌握し、対外的にも代表者のように振る舞っていた の経営する別会社の従業員の名義を借用し、 重要な事 項

の責任を負うと判示した。 大阪地判平成四・一・二七労判六一一 は、 売買代金が回収不能となった者に対して取締役と同 (事実上の代表取締役) であったものというべきであ 監査役であるが、会社を設立し、 号八二 実質的所有者と 頁 2

実上倒産状態となり、 容をすべて掌握し、 かった者に対する損害賠償義務を肯定した。 の運営・執行を行っていたと認められるとして、会社が事 いた者について、 事実上の代表取締役として、会社の業務 従業員の採用、 未払い賃金の支払いを受けられな 解雇を決定する等して

決 の相続人であり、 京都地判平成四・二・五判時一四三六号一一五頁 は、 親会社の代表取締役であり、 子会社の実質的所有者として事実上子会 かつ子会社の創設者 3 判

決

社

!の業務執行を継続的に行い、子会社を支配していた者は、

する責任を認めた。 け取った約束手形金が回収不能となり損害を被った者に対 事実上の取締役にあたるとして、 子会社が破産したため受

反対に、本条の類推適用を否定するものとして、

東京地

判昭 これを肯定する見解を採るとしても、その者が、実際上、 及しうるかについては疑問の存するところであるが、仮に にある者に対して旧商法二六六条ノ三にもとづく責任を追 事したことがある者について、 決 は、 和五 従業員から専務と呼ばれており、会社の事務に従 五・一一・二六判時一〇一一号一一三頁 原告の主張する「実質上の取締役」という立場 取締役として登記されてい (4) 判

決

「事実上の取締役」にはあたらないと判示した。

取締役と呼ばれることがあるのみでは足りず、会社の業務

に準ずる活動をしていることを必要とすべきであり、 運営、 事実関係のもとではこれを推認することができない 会社が事実上倒産したため支払った代金の返還を受け 執行について取締役に匹敵する権限を有し、

0

られなかった者に対する損害賠償義務を否定した。

て、 0

務権限ないし継続的職務執行も到底認められないとして ④判決のいう取締役としての外観も、 されないとし、付言して、仮にこれを肯定するとしても、 法三〇条ノ三にもとづく取締役の責任を追及することは許 よそ取締役として登記されていない者に対しては、 観上は取締役としての職務を担当していた者について、 東京地判平成五・三・二九判タ八七〇号二五二頁 「事実上の取締役」であることを理由として旧有限会社 は、 代表取締役の妻であり、取締役辞任後も取引の外 取締役に匹敵する職 (5)判 わ お iD)

る

えで、 ができるかどうかについてはそもそも疑問があるとしたう 怠を理由に、 承諾した取締役ではない者に対して、会社に対する任務懈 東京高判平成二〇・七・九金商一二九七号二〇頁 は、 仮にこれを肯定する説に立ったとしても、 株主総会において取締役として選任され 第三者に対する損害賠償責任を負わせること 取締役で 就任を 剩 た①判決では、

はじめて事実上の取締役の第三者に対する責任を肯定し

も多い。

これら三つの判決以降、

本判決の登場まで、

事実上

0 取 第四版・二〇一一)

四七四頁)であるとして、

学説上批判

かなる要件のもとで、その責任を認める

賠償義務を否定した。 ないとして、旧証券取引法上の手続を履践せずに株式の買 負うに至っていると評価されるような事実関係があり、 対し、取締役と同様の、 い付けが行われたことにより損害を被った者に対する損害 あると判示する。そして、本件ではそのような主張立証が 依存しているといえるような事実関係があることが必要で 対内的に行動して、当該会社の活動はその者の職務執行に ゆだねられ、 は、その者が会社から事実上取締役としての任務の遂行を つ、実際にその者が取締役であるかのように対外的または 同人も事実上その任務を引き受けて、会社に 善良な管理者としての注意義務を か

はない者に第三者に対する損害賠償責任を負わせるため

0

た第三者に対する損害賠償義務を否定した。 反する違法な商品先物取引を行ったことにより損害を被っ 支配していたとまでは認められないとして、 のにすぎず、事実上の取締役として実質的に会社の経営を いて、あくまで株主としての立場から間接的に行われたも 大阪地判平成二一・五・二一判時二〇六七号六二頁 会社の経営を一定程度支配していた大株主につ 商品取引法に $\widehat{\overline{7}}$

> らず、それを継続的に行使していたといった事情が重視さ ての業務を行っていた点は①判決と共通している 社の経営をすべて掌握しており、実質的に代表取締役とし 法律上、正規に選任されていない者が、 任が認められる具体的な要件は提示されていない。 れていた。②判決も、事実上の取締役の第三者に対する責 の取締役と認定された者が実質的な経営権を有するのみな 誠一「①判決判批」ジュリ一〇六三号一三〇頁)、 かについては十分に明らかにされていないものの オーナーとして会 事実上 しかし

ても、 づけるものとする点は、法人格否認の法理との権衡から見 入しなかったことが子会社債権者に対する責任 つ、 そのため、本判決については、「きわめて異例であり、 れず、この者が実質的所有者であることが重視されている 実上の取締役の業務執行への積極性はかならずしも認めら る責任を認めた事例であるが、①、 ③判決は、子会社の事実上の取締役の監視義務違反によ 親会社(またはその取締役)として子会社の業務に介 相当に疑問」(江頭憲治郎『株式会社法』 ②判決とは異なり、 ……を基礎 (有斐閣

成編]」立命三〇三号二九九頁以下)。 責任 決については、 総合判例研究・ 竹濱修 「事実上の取締役の第三者に対する 取締役の第三者に対する責任 室

級

締役の責任を認めた判決は出されてこなかった

① 5

判

と同様の立場を崩していない。 ており、 となった④判決は、「『実質上の取締役』という立場にある の取締役に本条の責任を認めることに懐疑的な姿勢を示し かについては疑問の存するところである」と述べ、 者に対して商法二六六条ノ三にもとづく責任を追及しうる ところで、事実上の取締役に関する一 その責任を肯定した上記の三判決以後も、 連の判 決の先駆 事実上 ④判決 it

基準は各判決によっていくつかの差異があるが、④判決に 考慮されている点は看過されてはならない。事実認定から 負っていたとみることができるかという実質面についても るのみでは足りず、 よれば、「その者が、 対する責任が追及される余地を残しているのである。その 実質的経営者であると判断された者に対しては、第三者に に業務執行を行っていたかどうか、取締役と同様の任務を 形式的に取締役であったかどうかではなく、その者が現 しかし、事実上の取締役の責任を否定した一連の判 会社の業務の運営、 実際上、 取締役と呼ばれることがあ 執行につい て、 例 取 B 実

> Ξ 問

締役に匹敵する権限を有し、

これに準ずる活動をしている

こと」であり、 なお、 本判決以後に事実上の ⑤判決もこの基準を踏襲してい 取締役の責任が争わ n

頁は、 れた。 した請負会社より未完成部分の工事代金を支払わされた注 とは認められないとして、 締役に匹敵する権限を有し、これに準ずる活動をしていた 適合性原則違反、不当勧誘による損害の賠償請求が認めら 支配していたとして、当該会社に委託した商品先物 記をした者に対して、この者が実質的に破産会社 判時二一三五号一二一頁は、 審判決として、たとえば、 静岡地判平成二四・五・二四判時 退任取締役に対して、業務の運営、 建築請負工事未完成のまま倒産 大阪地判平 破産会社の取締役の退任登 -成二三・一〇・|| 執行について取 五七号一一〇 0 取引の 経営を た下

に責任を負わせるという結論に異論はないと考えられ 本判決では、 前記諸事実から、 事案の処理としては、 Y 文者の損害賠償請求が否定されている。

ノ三 為責任との競合を認めるのかどうか、 か、 条の定める責任の性質が てより激しい議論の対立がある。主な論点だけでも、 .題はその理論構成である。 第一 会社法四二九条一項 特別の法定責任とみるのか、 項)の法的性質については、 (特殊な) 不法行為責任とみるの (平成一七年改正前商法二六六条 ②民法七〇九条の不法行 周知のとおり、 ③損害の範囲を直接 ① 本 かね

頁。

か、 か等が挙げられる 懈怠とするのか、 ④悪意・重過失の対象を、 第三者への権利侵害・法益侵害とするの 取締役の会社に対する任務

損害または間接損害に限るか、

その双方を含むと解する

0

その活動はその機関である取締役の職務執行に依存してい ることを根拠に、 株式会社のために忠実に(会社法三五五条)尽くさなかっ 善良な管理者の注意をもって(民法六四四条)、ないしは た場合に、結果として第三者に損害を被らせたとしても当 二一五〇頁は、 この点、最大判昭和四四・一一・二六民集二三巻一一号 取締役が会社に対して負っている職務を、

別の法定責任を定めたものであるとしたうえで、悪意・重 株式会社が経済社会において重要な地位を占めていること、 然には損害賠償義務を負うものではないことを前提として、 第三者保護の立場からその法的性質を特

社に対する債権が実効性を失うことになり、 る(江頭憲治郎ほか『会社法判例百選 よび間接損害を含むものとして、 不法行為責任との競合を認め、 過失の対象を取締役の会社に対する任務の懈怠であるとし、 本件では、 A社が事実上倒産したことによってXらのA 損害のなかには直接損害お 実務上の決着をつけてい (第二版)』一四六 A社を事実上

対し、

を踏まえて)」会社法務A2Z六一号一八頁以下)。これに

社

といえる。では、 接損害が生じており、かつYの行為と相当因果関係がある あったことは前記認定のとおりであることから、 倒産させた主たる原因が、 本判決が判示する「事実上の YによるA社財産の着服行為に (代表) X ら に 間 取

締役」は、いかなる要件で認定されるのか。 判決では、「以上の諸事実からすれば」というだけで明

役割を果たしたり、親会社・グループ会社の代表取締役と ている。すなわち、①資本金を用意して会社設立に中心的 以下の四つの点を総合的に考慮して判断されると指摘され 確な基準を示していないが、先例を踏まえて検討すれば、

関わり方 対外的な業務執行への関与、 ②業務執行事項の決定、財産管理などの対内的な行動、 (佐々木好一「『事実上の取締役』 (名古屋地裁平成二二年五月 ④会社や取引先の認識である の責任 一四日判決など 会社経営への (3) して会社の業務に関与したりする等の、

会社との支配関係

決定に対する実質的支配を問題とするものである以上、 の重要業務執行事項に関する通例的な指揮を取締役に対 外観の存在は必要ではなく、むしろ会社経営の意思

して行っていることが核心的要件と考えられるという見解 (中村・前掲六頁)。

もある

割を演じ、 対外的な業務執行へ関与している等の諸事情を勘案すれば、 いずれにせよ、 業務執行事項の決定や会社財産を管理しており、 本件において、 YはA社設立に主導的 役

四 る事案であったと評価できるであろう。 従来の枠組みに照らして、 本判決は、 いわゆる「事実上の取締役」に会社法四二 事実上の取締役として認定され

本来、 関係(任用契約)から生じる債務内容」のことである。そ 本条の要件の 悪意・重過失の対象は、 れゆえ、 を行うについて悪意又は重大な過失があったとき」という に対する任務懈怠であるというのであるから、「その職務 九条一項を類推適用できるかが問題となっている。 任務のない者に本条の責任は問えないということに この原則から考えれば、 「その職務」とは、 通説・判例によれば取締役の会社 正規に選任されておらず、 取締役の「会社との契約 本条の

役に に収斂されることになろう。 るとしてそれが本条の類推の基礎となりうるのかという点 換言すれば、 いう要件のなかに事実上の取締役を含ませることが可能か、 「職務」とその 会社となんらの契約関係もない事実上の取締 「任務懈怠」を観念できるのか、 でき

なる。

本条類推適用の可否は、

「取締役

(役員等)」

ح

として取締役と同等の任務を観念しているようである ていないが、 のかについては、 財産を取得ないし流用した事実のみをもって判断してい 事実上の取締役の任務懈怠をどのように理論構成する のA社に対する任務懈怠につき、本判決は、 事実上の取締役に、その地位から生ずるもの 本判決でも従来の判例でも明らかにされ Y が A 社

る。 0

Y

村・前掲七頁)。

ていることから、 いて取締役に匹敵する権限を有し、これに準ずる活動をし 七頁)、事実上の取締役は、実際上、会社の業務運営につ いるとも考えることができると解するものや 意味で事実上の取締役は取締役としての職務を引き受けて 責任を負う取締役の行動として具体化することから、 すなわち、 学説のなかにはこのような考え方を支持するものもある 事実上の取締役の指揮が、会社に対して義務 その責任負担に関しては、 取締役に準じ (中村・前掲

主総会によって授権されたのでも、 克郎 [③判決判批 の責任を負うものと解すべきであるというのである た任務を負うものとみなされ、その懈怠があれば任 しかし、ここでいう「職務」 一商事一四○五号四○頁)。 Þ 「権限」は、 会社との 間の契約関係 機関たる株 一務懈怠

にもとづくものでもなく、あくまで事実的なものであるた

事実上の

取締役の理論は、

会社業務に対する直接

は

なお、

とづく帰責法理であると説かれている あるいは間接の指揮または支配という、

(鳥山恭一「本件判 事実上の行為にも

0

息子のBも、

残りの二五%を有するこも、

Yの指揮

社 め 一の機関たる取締役のそれと同視できるのかは疑問である。 仮にこれを認めるとしても、

管理者として事務管理に関する責任(民法六九七条一項 事実上の取締役に会社法四二九条一項の責任を負わせるた の取締役と同様の権限や職務まで認める趣旨ではないだろ いるのであって、事実上の取締役に、常態として、法律上 「その責任負担」に関してそれらを認めている。 さらに、上記見解は、「会社に対する義務・責任」とか、 なお、この点については、 任務懈怠という要件に架橋するためにそれらを論じて ドイツ学説を参考に、 "つまり、 事務

とにはならないであろう(小橋・前掲二〇八頁) 然に事実上の取締役を正規の取締役と同じに扱ってよいこ のような立法趣旨だからといって、 第三者の保護を立法趣旨とすると解されている。このこと に類推適用の余地を認めることも考えられる。しかし、そ ところで、 通説・判例によると、会社法四二九条一項は 同条の適用について当

四四九号二〇九頁)。 を負うとする見解もある

(小橋一郎「③判決判批」判時

正規の選任手続を経た会 を、 批 たしかに、本条の第三者に対する責任は、 事実上の取締役の経営責任に求めることも考えられる 法セ六八五号一一九頁)。そこで、本条の類推 取締役の経営責 の基

任の一環であると指摘されている(倉澤康一 それは本条が取締役の会社に対する任務懈怠を適用要 (税務経理協会・三訂版・一九九三) 一五四頁以下) 郎 『商法の基

礎』

が、

件としていることから導き出されるものである。 その経営責任は本条と同種のものとはいえないであろう。 取締役は、 法律上の取締役としての職務を有しない以上、 事実上の

法論としてはともかく解釈論としては、 は、 五 会社法四二九条一項の枠内で捉えることは難しい。 以上のように、事実上の取締役の第三者に対する責任 特別の法定責任た 立

る本条を超えて、事実上の取締役の第三者に対する責任を

例外的に責任追及を認められうるというべきである。 的に会社経営を支配していたと認められるような場合には もやはり、 認めることができるのかは逡巡せざるをえないが、それで 会社の対内的・対外的業務執行を掌握し、

二五%を有する株主であったが、さらに五○%を有するY 「法人格否認の法理」も問題となろう。 例外的に責任が追及されうるという点で、 Y は A 社 本件で 株式の

解釈とかかわって、

本条を拡大運用して取締役の個人責任

るからである。 企業であったとして、 令に服していたことからすれば、 法人格否認の法理の適用も考えられ A社は実質的にYの個 人

て従来から問題となっていた点は、本条の法意およびその 会社法四二九条一項と法人格否認の法理との関係につい

0)

理と商法二六六ノ三の責任 優先すべきであるという(加美和照「会社法人格否認の法 なものより具体的なものを優先すべきであるとし、 どちらを優先したらよいかにつき、多数説は、一般条項的 と法人格否認の法理との重複適用が問題とされる場合に、 Law school 一二号四三頁)。そして、 第三者に対する責任・法人格否認の法理と本条の責任 よって対処すべきかどうかであった 本条でカバーしきれない面を法人格否認の法理の活用に を広く認めるべきか、または、 この点、 本判決は、 取締役の個人責任を広く認めるべく | 判タ九一七号一四二頁以下)。 本条を自ら限定的に解釈し、 (加美和照 会社法四二九条一項 「取締役の 同条を

> けではなく、まさにA社を事実上倒産させた経営者として 本件でYは法人格の形骸化や濫用の責任を問われているわ 下)。では法人格否認の法理の直接の適用事例かといえば 個人的責任を問われているのである。

と同様に、 判断し、 形成段階の下級審判例のひとつとして位置付けられるであ の取締役の理論ないしは本判決のいう会社法四二九条 して妥当な解決を図っているのである。 局のところ、 役の責任を追及する場合、 「事実上の取締役」 能していると評価すべきであり、 類推適用は、 翻って考えてみれば、 その責任を肯定している。つまり、 実質的に会社を支配していると判断されてはじめ 個別具体的な事例ごとに、事実を総合的 個々の具体的な事情を斟酌して支配の程度を 法人格否認の法理と同じく一般法理として の第三者に対する責任を認める判例法 同条を類推適用して事 本件も過去の一連の判例 その意味で、 それゆえ、 法人格否認の法理 実上 本判決は 事 Ŕ 0) 実上 取 項

て、

隅谷 史人

はない

(丸山秀平

「①判決判批」

金判八八八号四六頁以

とも解されるが、

この議論は同条の直接適用事例を問題と 項を拡大運用してゆく方向を目指すも

ろう。

機 0

類推適用事例を問題としているわけで

会社法四二九条一

しているのであり、